

議案第9号

墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会条例の一部を改正する条例
墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会条例（昭和39年墨田区条例第44号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例

第1条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「聞く」を「聴く」に、「墨田区特別職給料等及び政務調査費審議会」を「墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会」に改める。

第2条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第5条第4項中「事故」を「事故が」に改める。

付 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正により政務調査費の名称が「政務活動費」に改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。